

## 平成 30 年度 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター 宿泊棟常駐警備業務委託仕様書

この仕様書は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター宿泊棟常駐警備業務の委託契約において、受託者が履行しなければならない業務について、必要な事項を定めるものである。

この仕様書に基づく作業は、大要を示すものであり、作業の実施に当たっては、施設の秩序維持、災害、盗難の防止について最適の方法で行うものとする。

I 業務履行場所 鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地  
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

II 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### III 業務内容

#### (1) 常駐警備対象

常駐警備の対象は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（以下、「研究センター」という。）の宿泊棟とする。（図-1 のとおり）

#### (2) 勤務日及び勤務時間

勤務日は、宿泊棟において宿泊利用者がある日とし、勤務時間は、通常 21 時 40 分から翌 8 時 40 分までの 11 時間とする。ただし、研究センターの業務の都合上勤務時間が変更になる場合がある。その際に延長となった時間分の対価については、契約書に定めるところにより、研究センターが支払いに応じるものとする。なお、警備員の勤務体制は、原則として、別紙「警備員勤務体制表」のとおりとする。

勤務日数は、最大で延べ 180 日程度であるが、研究センターの実験装置の運転状況等により、これより少なくなることがある。

研究センターは、各月の勤務予定について、前月の 15 日までに受託者あて予定表を送付することとし、変更があった場合は、勤務日の 6 日前までに受託者あて連絡するものとする。

#### (3) 常駐場所

警備員の常駐場所は、宿泊棟 1 階の管理室とする。

#### (4) 配置人員

常駐警備業務 1 名

#### (5) 業務の内容

業務の内容は下記のとおりとする。

- ① 宿泊棟の出入り者の確認（宿泊者は、研究センターが貸し出したカードにより、出入口を開錠）

- ② 自動火災報知設備、火災通報装置の監視、操作
- ③ 火災通報装置操作時、及び自動火災通報装置の発報時（実験・研究棟での発報を含む）の関係者への通報
- ④ 異常・危機事象の関係者への通報
- ⑤ 危機事象発生時の避難誘導
- ⑥ 安全を損なう行為、火気、その他異常の発見
- ⑦ 宿泊棟及び研究センター敷地内の巡回、駐車車両の確認（図－２のとおり）
- ⑧ 不法侵入及び不法行為等の発見・排除・通報等の対応
- ⑨ 巡回時等に異常があった場合の対処及び関係者への通報
- ⑩ 宿泊棟電気温水器リモコン監視

#### IV 業務の報告

日々の業務終了後、状況を記録した警備報告書を作成し、施設管理者へ提出するものとする。また、1 か月間の警備員の勤務（時間）実績に関する報告書を作成し、翌月の10日までに提出するものとする。

#### V 警備員の資格等

- ① 警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）上の要件を満たす者とし、警備業務に万全を期し遺漏なく誠実に業務を実施しなければならない。
- ② 受託者は、あらかじめ警備員（予備員を含む）の氏名及び年齢を記載した名簿を施設管理者へ提出しなければならない。
- ③ 受託者は、業務の実施時間中、警備員に対し、来訪者等との区別を明確にした清潔かつ端正な服装を着用させなければならない。
- ④ 受託者は、警備員には、委託業務について十分対応できる能力と見識を有し、言語・動作に留意し、良識と良心に基づき誠実に職務を遂行する者を従事させるものとする。

#### VI 鍵の取り扱い

受託者は、委託者から預託された鍵を厳重に保管し、許可なく複製してはならない。また、業務期間終了時には返却するものとする。

#### VII 緊急時における対応

警備員は、常に受託会社の警備本部との連絡を密にし、緊急時には迅速かつ的確に対応するものとする。特に挙動不審者を発見したとき又は事件、事故等が発生したときには、必要に応じ、警察署又は消防署及び平成30年度、研究センターの巡回警備を受託している警備会社に通報し被害の拡大防止に努めるものとする。

宿泊棟において火災発生時は、火災通報装置により消防署に通報するとともに、宿泊者を研究センターが指定する緊急時集合場所へ誘導するものとする。

実験・研究棟において火災発生時は、平成30年度、研究センターの巡回警備を受託

している警備会社に通報するものとする。

これら緊急事態発生時には、直ちに、研究センター職員に通報するものとする。

#### VIII 法令等の遵守

受託者は、作業の実施に当たり、適用を受ける法令、基準等及び研究センターが定めた規則等を遵守しなければならない。

#### IX 安全の確保

受託者は、業務の安全確保のため、業務計画を定めて、警備員にその周知徹底を図ること。

また、人、施設、備品等に危害又は損害を与えないよう万全の措置を講じること。危害又は損害を与えた場合、若しくは、そのおそれがある場合は、受託者は直ちに研究センターに報告し、その指示を受けること。

#### X 業務従事者に対する労働上の責任

業務従事者に係る労働基準法その他労働関係法令上の責任は、受託者が負うものとする。また、労働災害等、業務従事者の就業中及び通勤途中における負傷、事故等については、受託者において処理するものとする。

#### XI 必要経費

委託業務を遂行するために必要な経費は、受託者が負担するものとする。